

J A M 政策 NEWS

2015年3月4日 第2015-15号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

負担増ばかりの

医療保険制度改革関連法案国会提出

3月3日、政府は医療保険制度改革関連法案を閣議決定し、国会へ提出しました。法案は、約40兆円（厚労省：平成25年度医療費の動向より）に達した医療費の抑制策が柱となっており、健康保険の被保険者や患者等は負担増を強いられる内容となっています。

【法案の概要】

- 1. 国民健康保険の安定化（施行期日：2018年4月1日）**
都道府県が財政運営の責任主体を市町村から都道府県へ移管する。
- 2. 健保組合が抛出する「後期高齢者支援金」の全面総報酬割の導入**
段階的に全面総報酬割を実施。
現行 1/3 総報酬割→2015年度 1/2 総報酬割→2016年度 2/3 総報酬割→2017年度全面総報酬割
- 3. 入院時食事療養費の見直し**
一般所得者の負担額を段階的に引き上げる。現行 1食 260円→2016年度 360円→2018年度 460円
- 4. 紹介状なしで大病院を受診する場合の定額負担の導入（施行期日：2016年4月1日）**
定額負担の額は5,000円以上。
- 5. 健康保険の保険料算定の基礎となる標準報酬月額等の上限額の引き上げ**
(施行期日：2016年4月1日)
標準報酬月額 現行 121万円→139万円 標準賞与額 現行 540万円→573万円
- 6. 健康保険組合の保険料率の上限率の引き上げ（施行期日：2016年4月1日）**
現行 12%→13%
- 7. 傷病手当金、出産手当金の支給額算定の見直し（施行期日：2016年4月1日）**
現行 受給する直前の標準報酬月額÷30×2/3
→ 受給する直前12ヵ月の標準報酬月額を平均した額÷30×2/3
- 8. 患者申し出療養（混合診療）の創設（施行期日：2016年4月1日）**
患者からの申し出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組みを創設する。